

短期入所施設のぞみ大門
料金別紙

令和4年10月1日～

認定区分	①サービス費 一部負担金（日額/ 円）	利用者 負担段階	②食事代（日額/円）※	③居住費（日額/円）	ご本人負担額合計（日額） <①+②+③> <※④+⑤>
支援 1	474	第一段階	300	320	1094
		第二段階	600	420	1494
		第三段階①	1000	820	1944
		第三段階②	1300		2594
		第四段階	1500	1500	3474
支援 2	589	第一段階	300	320	1209
		第二段階	600	420	1609
		第三段階①	1000	820	2409
		第三段階②	1300		2709
		第四段階	1500	1500	3589
介護 1	638	第一段階	300	320	1258
		第二段階	600	420	1658
		第三段階①	1000	820	2458
		第三段階②	1300		2758
		第四段階	1500	1500	3638
介護 2	707	第一段階	300	320	1327
		第二段階	600	420	1727
		第三段階①	1000	820	2527
		第三段階②	1300		2827
		第四段階	1500	1500	3707
介護 3	778	第一段階	300	320	1398
		第二段階	600	420	1798
		第三段階①	1000	820	2598
		第三段階②	1300		2898
		第四段階	1500	1500	3778
介護 4	847	第一段階	300	320	1467
		第二段階	600	420	1867
		第三段階①	1000	820	2667
		第三段階②	1300		2967
		第四段階	1500	1500	3847
介護 5	916	第一段階	300	320	1536
		第二段階	600	420	1936
		第三段階①	1000	820	2736
		第三段階②	1300		3036
		第四段階	1500	1500	3916

④	加算各種	料金	備考
支援 加算	サービス提供体制加算Ⅲ	6円/日	75%以上常勤職員
	送迎加算	184円/回	※片道
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用単位×8.3%	
	特定処遇改善加算Ⅱ	利用単位×2.3%	
	ベースアップ等支援加算	利用単位×1.6%	
⑤	加算各種	料金	備考
介護 加算	看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤看護師1名以上
	サービス提供体制加算Ⅲ	6円/日	75%以上常勤職員
	送迎加算	184円/回	※片道
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用単位×8.3%	
	特定処遇改善加算Ⅱ	利用単位×2.3%	
	ベースアップ等支援加算	利用単位×1.6%	

※合計の料金には④、⑤加算各種は含まれておらず、概算となります。該当する加算の金額を合計と足した金額が、一日の利用料金となります。

※合計の料金は、概算となります。介護保険料負担段階が1～3段階の方については、食事代及び居住費の負担が軽減されます。介護保険負担限度額認定の申請は生活相談員へご相談ください。

※食事代は実食分となります。

第4段階以上の方、食費内訳<朝食400円、昼食550円（おやつ代含む）、夕食550円、計1500円>

第3段階以下の方については、基準費用額により、次の料金内訳となります。<朝食：420円、昼食525円、夕食500円、計1445円>

※当日キャンセルの場合、当日の食事代のみ御支払して頂いておりましたので、ご了承ください。

※ご見学・ご利用についてのお問い合わせは相談員（結城・開米）までお気軽にご連絡下さい。

⑤	各種項目	料金	備考
※除適用外	日常生活品代	実費	●テレビ使用料 50円/日 ●冷蔵庫使用料 50円/日 ●バスタオル（入浴時） 50円/回 ●シャンプー 10円/回

対象者		利用者負担段階
生活保護受給者		第1段階
老齢福祉年金受給者		
世帯全体が 市町村民税 非課税者	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	第3段階①
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円越の方	第3段階②
上記以外の方（課税世帯）		第4段階

附則

この規程は、平成23年12月1日から変更する。

この規程は、平成24年4月1日から変更する。

この規程は、平成24年12月1日から変更する。

この規程は、平成26年1月1日から変更する。

この規程は、平成26年4月1日から変更する。

この規程は、平成27年4月1日から変更する。

この規程は、平成29年4月1日から変更する。

この規程は、平成30年4月1日から変更する。

この規程は、令和元年10月1日から変更する。

この規程は、令和3年4月1日から変更する。

この規程は、令和3年8月1日から変更する。

この規程は、令和4年10月1日から変更する。